所管局部課(担当)名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課(担当)名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	後期高齢者医療保険料に係る延滞金の減免の取消し
概要	後期高齢者医療保険料に係る延滞金の減免措置を受けた者が、減免の審査基準に該当しなくなった場合や、虚偽の申請をした場合等が認められるときは、延滞金の減免の措置が取り消され、その全額を納付しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市後期高齢者医療に関する規則 第8条 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	保険料に係る延滞金の減免措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、減免の措置を取り消してその全額を徴収することができます。 (1) 減免の措置を受けた者の資力その他の事情が変化したため、減免をすることが不適当と認められるとき (2) 延滞金の納付を不正に免れようとする行為があったと認められるとき
ホームページ	
備考	

整理番号 福祉一規不一2

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 給付グループ (06-6208-7967)
処分担当名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険に係る一部負担金の減免又は徴収猶予の取消し
概要	偽りの申請その他の不正行為により大阪市国民健康保険に係る一部負担金減免の措置を受けた者があるときは、その措置を取り消します。 また、一部負担金の徴収を猶予する必要がなくなったと認められるときや、一部負担金の納付を不正に免れようとする行為があったと認められるときは、徴収猶予の措置の変更又は取り消しを行い、その金額を徴収します。
根拠法令等 及び条項	大阪市国民健康保険条例施行規則 第14条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	処分を行うのは、偽りの申請その他不正の行為により、一部負担金減免又は徴収猶予の措置を受けた者があるときです。 「偽りの申請」とは、申請書の記載内容に虚偽があった場合です。また、「不正の行為」とは、刑法上の詐欺罪その他犯罪行為を指します。 一部負担金徴収猶予の措置を受けた方が次のいずれかに該当する場合は、その徴収猶予の措置を変更又は取消し、その金額を徴収します。 (1) 徴収猶予を受けた方の資力が変化したため徴収を猶予する必要がなくなったと認められるとき (2) 一部負担金の納付を不正に免れようとする行為があったと認められるとき ※「不正に免れようとする行為」とは、申請書の記載内容に虚偽があった場合など
ホームページ	
備考	

所管局部課(担当)名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 保険グループ (06-6208-7965)
処分課(担当)名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険料に係る減免の取消し
概要	大阪市国民健康保険料の減免措置を受けた方の資力その他の事情が変化したことにより、減免することが不適当であると認められる場合や保険料の納付を不正に免れようとする行為があったと認められる場合には、保険料の減免を取り消すことがあります。
根拠法令等 及び条項	大阪市国民健康保険条例施行規則 第18条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次の場合、保険料の減免措置を取り消し、減免措置前の金額に変更します。 (1)減免措置を受けた方の資力その他の事情が変化したため、減免することが不適当であると 認められるとき ※「不適当」とは、減免の審査基準に該当しなくなった場合をいいます。 《例》減免を受けている方が再就職等により資力に変化が生じる場合や、 減免を受けている世帯に、転入などにより新しく被保険者が追加になり、 世帯構成に変化が生じる場合など (2)保険料の納付を不正に免れようとする行為があったと認められるとき ※「不正に免れようとする行為」とは、虚偽の申請をした場合等をいいます。
ホームページ	
備考	

所管局部課(担当)名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課(担当)名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険料に係る徴収猶予の取消し
概要	大阪市国民健康保険料の徴収猶予の措置を受けた者について、徴収猶予が不適当となった場合や不正行為があった場合は、保険料の徴収猶予の措置を取り消して、その全額を一時に徴収することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市国民健康保険条例施行規則 第18条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次の場合、保険料の徴収箱予の措置を取り消し、その全額を一時に徴収することができます。 (1) 徴収猶予の措置を受けた者の資力その他事情が変化したため、徴収猶予することが不適当であると認められるとき ※「資力その他事情が変化した」とは、納付困難と認められる金額がなくなる程度の資力の増加等をいいます。 (2) 保険料の納付を不正に免れようとする行為があったと認められるとき ※「不正に免れようとする行為」とは、虚偽の申請をした場合等をいいます。
ホームページ	
備考	

所管局部課(担当)名 (電話番号)	福祉局生活福祉部保険年金課 収納グループ (06-6208-9872)
処分課(担当)名	各区役所保険年金業務担当
処分の名称	大阪市国民健康保険料に係る延滞金の減免の取消し
概要	大阪市国民健康保険料に係る延滞金の減免措置を受けた者が、減免の審査基準に該当しなくなった場合や、虚偽の申請をした場合等が認められるときは、延滞金の減免の措置が取り消され、その全額を納付しなければなりません。延滞金の減免が不適当となった場合や不正行為があった場合は、延滞金の減免の措置を取り消して、その全額を一時に徴収することができます。
根拠法令等 及び条項	大阪市国民健康保険条例施行規則 第21条 (https://wwwl.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	次の場合、保険料に係る延滞金の減免措置を取り消し、その全額を徴収することができます。 (1)減免の措置を受けた者の資力その他事情が変化したため、減免することが不適当であると認められるとき ※「不適当」とは、避滞金減免の審査基準に該当しなくなった場合をいいます。 (2)延滞金の納付を不正に免れようとする行為があったと認められるとき ※「不正に免れようとする行為」とは、虚偽の申請をした場合等をいいます。
ホームページ	
備考	

所管局部担当名 (電話番号)	福祉局障がい者施策部障がい福祉課(06-6208-8071)
処分担当名	各区保健福祉センター福祉業務担当(各区役所福祉業務担当課)
処分の名称	療育手帳の返還命令
概要	市長は次に掲げる場合には、療育手帳の交付を受けた方に対して療育手帳の返還を命ずることがあります。 ①正当な理由なく療育手帳の更新の手続を執らなかったとき ②療育手帳を他人に譲渡し、又は貸与したとき ③被交付者の死亡などにより療育手帳返還事由に該当した後も、療育手帳を返還しないとき
根拠法令等 及び条項	大阪市療育手帳交付規則第11条
処分基準	大阪市療育手帳交付規則 第11条 被交付者又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、所定の届出書を添えて速やかに手帳(第3号に掲げる場合にあっては、同号の亡失した手帳)を市長に返還しなければならない。 (1) 被交付者が知的障害者に該当しなくなったとき (2) 被交付者が元でしたとき (3) 前条第3項の規定により手帳の再交付を受けた場合において、亡失した手帳を発見したとき (4) その他手帳を必要としなくなったとき 2 市長は、被交付者が次の各号のいずれかに該当するときは、被交付者に対し、手帳の返還を命ずることができる。 (1) 正当な理由なく第8条第1項の規定による手帳の更新の手続を執らなかったとき (2) 手帳を他人に譲渡し、又は貸与したとき (3) 前項各号のいずれかに該当し、手帳を返還しないとき (専決) 第13条 次に掲げる事項については、その事務を所管する課長又は担当課長が専決することができる。 (1) 第7条、第9条第2項又は第10条第3項の規定による手帳の交付に関すること (2) 第8条第3項において読み替えて準用する第7条の規定による手帳の更新に関すること (3) 第11条第2項の規定による手帳の返還の命令に関すること
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000645066.html
備考	

所管局部課(担当)名 (電話番号)	福祉局高齢者施策部介護保険課(06-6208-8033)
処分課(担当)名	各区保健福祉課(介護保険業務担当)
処分の名称	介護保険料に係る延滞金の減免の取消し
概要	大阪市介護保険料に係る延滞金の減免を受けた者が、減免をすることが適当でなくなった場合や、虚偽の申請をした場合等が認められるときは、延滞金の減免が取り消され、その全額を納付しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則第26条 (https://wwwl.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	(1) 延滞金の減免を受けた第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員の収入の増加その他の事情の変化により、延滞金の減免をすることが適当でないと認めるとき (2) 偽りその他不正の行為により延滞金の減免を受けたとき
ホームページ	
備考	

所管局部課(担当)名 (電話番号)	福祉局高齢者施策部介護保険課(06-6208-8033)
処分課(担当)名	各区保健福祉課(介護保険業務担当)
処分の名称	介護保険料に係る徴収猶予の取消し
概要	大阪市介護保険料の徴収猶予を受けた者が、徴収猶予をすることが適当でなくなった場合や、虚偽の申請をした場合等 が認められるときは、保険料の徴収猶予が取り消され、その全額を一時に納付しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則第28条 (https://wwwl.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	(1) 保険料の徴収猶予を受けた第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員の収入の増加その他の事情の変化により、保険料の徴収猶予をすることが適当でないと認めるとき (2) 偽りその他不正の行為により保険料の徴収猶予を受けたとき
ホームページ	
備考	

整理番号 福祉一規不一9

所管局部課(担当)名 (電話番号)	福祉局高齢者施策部介護保険課(06-6208-8033)
処分課(担当)名	各区保健福祉課(介護保険業務担当)
処分の名称	介護保険料に係る減免の取消し
概要	大阪市介護保険料の減免を受けた者が、減免をすることが適当でなくなった場合や、虚偽の申請をした場合等が認められるときは、保険料の減免が取り消され、その全額を納付しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市介護保険条例施行規則第30条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	(1) 保険料の減免を受けた第1号被保険者の属する世帯の世帯主又は世帯員の収入の増加その他の事情の変化により、 保険料の減免をすることが適当でないと認めるとき (2) 偽りその他不正の行為により保険料の減免を受けたとき
ホームページ	
備考	